

医療費や市販薬の購入費が一定以上かかったら…

	医療費控除	セルフメディケーション税制
対象となる費用	病院でかかった医療費や通院の交通費、不妊治療費、市販薬の購入費(*も含む)など	市販薬のうち「スイッチOTC医薬品」の購入費*
所得から控除できる金額	10万円を超えた金額** (上限200万円)	1万2000円を超えた金額 (上限8万8000円)
控除の条件	なし	申告する人が定期健康診断、予防接種などのいずれかを受けていること

(注)いずれも家族で合算できる。1人で両方を併用できない。**総所得金額が200万円未満の人はその5%

スイッチOTC医薬品の箱にはこのマークが付いている

**セルフメディケーション
税 控除 対象**

申告手続きのポイント

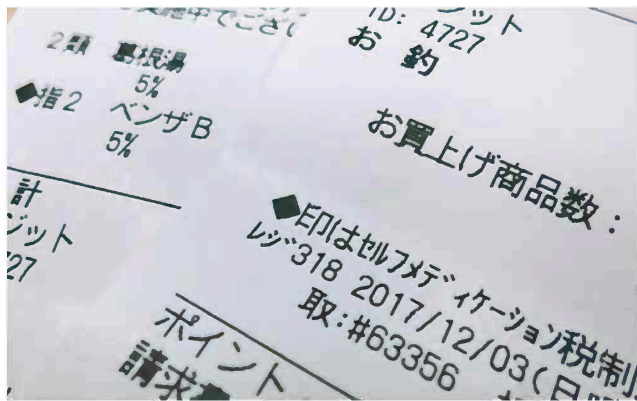
- 確定申告の時期が過ぎても5年間いつでも申告できる
- 所得税率の高い人が家族全員の分をまとめて申告すると有利
- 健康増進、疲労回復のための費用は控除できない
- 医療保険から出た給付金は費用から差し引く

学んで
お得

❖市販薬の税優遇 少額からOK

ドラッグストアなどが扱う市販薬の一部の購入代金を所得控除できるようになった。従来からの医療費控除とどちらか一方を選ぶ仕組みで、申告すれば払いすぎた税金が戻ってくる。

医療費控除と比べ申告



通院のタクシー代も医療費控除の対象

ドラッグストアなどには、かつては医師の処方箋が必要だった医薬品が売られている。医療用から一般用に切り替えられた「スイッチOTC医薬品」だ。鼻炎薬「アレグラFX」、鎮痛剤「ロキソニンS」など約1600品目あり、2017年分から「セルフメディケーション(自主服薬) 税制」で所得控除できるようになった。

こうした医薬品の箱には専用マークが付いており、購入レシートにも「★」「◆」などの印があるはずだ。

家族みんなで年間1万2000円を超えて買っていったら、超えた分を所得控除できる。例えば購入代金が年間3万円なら、そこから1万2000円を差し引いた1万8000円が所得控除される。これに税率を掛けた分だけ節税になるが、所得控除は8万8000円が上限だ。

スイッチOTC医薬品に限らず、病気やケガを治すために買った市販薬の購入代金は、もともと医療費控除の対象になっている。ただ、医療費控除は病院での治療費、通院の交通費、付き添いの家政婦の費用など控除対象が広く、これらが合計で10万円を超えないと認められない。

つまりセルフメディケーション税制は、医療費控除の対象の一部について特例で少額から控除できるようにしたわけだ。「症状が軽いうちに市販薬を自主的に服用して治している人に向いている」(ランドマーク税理士法人の清田幸弘・代表税理士)。家族のうち申告する人がその年に定期健康診断、予防接種、がん検診などのいずれかを受けていることが条件で、その証明書を提出する。

セルフメディケーション税制の対象市販薬には購入レシートに「◆」などの印がある

医療費控除とセルフメディケーション税制は併用できない。医療費全体が10万円超でスイッチOTC医薬品の購入代金が1万2000円超の人には、どちらかで申告したほうが有利が見極める必要がある。医療費全体が18万8000円を超えていれば医療費控除が有利だ。

医療費全体が18万8000円以下なら、それぞれ所得控除できる金額を計算して多いほうを選ぼう。例えば医療費全体が11万円のケース。このうちスイッチOTC医薬品の購入代金が1万5000円の場合、医療費控除なら所得控除は1万円、セルフメディケーション税制では3000円だから医療費控除を選んだほうがいい。スイッチOTC医薬品が3万円ならセルフメディケーション税制は1万5000円、医療費控除なら所得控除は1万円、セルフメディケーション税制では3000円だから医療費控除を選んだほうがいい。

一方、インフルエンザなどの予防接種の費用は医療費控除の対象にならない。健康診断は病気が見つかったり治療した場合だけ控除できる。

17年分の確定申告は15日が期限だが、医療費控除など払いきった税金の「還付」は5年間いつでも申告できる。レシートなどが残っていれば金額を集計してみるといい。医療費控除もセルフメディケーション税制も支払い時期で仕分けするため、昨年末に手術をした場合は18年分として来年以降に申告する。

(後藤直久)